

## 市第141号議案

### 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更 の認可

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について  
次のように認可する。

平成21年2月17日提出

横浜市 長 中 田 宏

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可（平成17  
年3月24日議決）の一部を次のように変更する。

第1項を次のように改める。

#### 1 授業料

##### (1) 学部

ア 医学部医学科以外の学科 年額 557,400 円

イ 医学部医学科 年額 573,000 円

##### (2) 大学院 年額 535,800 円

第3項第4号ア中「国際総合科学研究科」を「医学研究科以外の  
研究科」に改める。

#### 提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について  
認可したいので、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により提  
案する。